

◇建築行政

■ 建築指導課の業務

<指導係>

- 建築行政の指導に関すること
- 建築物の査察に関すること
- 建築に係る意見の聴取に関すること
- 建築基準法に基づく許可及び認可に関すること
(許可:敷地の接道要件、道路内の建築制限、建築物の用途制限)
(認可:総合設計制度、建築協定、一団地の総合的設計制度等)
- 建築基準法に基づく指定に関すること
(道路位置指定等)
- 既存建築物等の防災対策に関すること
- 宅地造成工事規制区域に関すること
- 建築審査会に関すること
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく分別解体等の届出等の受理、助言、勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査に関すること
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく認定、措置命令等に関すること

<建築審査係>

- 建築基準法に基づく確認及び検査に関すること
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づく特別特定建築物又は特定建築物に係る措置命令、指導、助言、報告の徴収、立入検査又は計画の認定に関すること
- 人にやさしいまちづくり条例に基づく指導、助言及び勧告に関すること
- 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定、措置命令等に関すること
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく認定、措置命令等に関すること

<開発審査係>

- 都市計画法に基づく開発行為に関すること。
- 宅地等開発の指導に関すること。
- 優良宅地造成の認定に関すること。
- 開発審査会に関すること。